

2014年7月30日

神奈川県知事

黒岩 祐治 様

厚木基地爆音防止期成同盟

委員長 大波 修二

第四次厚木爆音訴訟原告団

団 長 藤田 榮 治

原子力空母の母港化に反対し基地のない神奈川をめざす県央共闘会議

代 表 二見 昇

神奈川平和運動センター

代 表 福田 護

オスプレイの厚木基地飛来に反対し、  
今後のオスプレイの飛行について国に申し入れをするよう求める要請書

7月9日、南関東防衛局から貴職並びに周辺自治体に、オスプレイが厚木基地に飛来する可能性があるという情報がもたらされました。綾瀬市長及び大和市長は、翌日、基地司令官及び南関東防衛局に対し、飛来を中止するよう要請をしています。わたしたちも11日南関東防衛局を訪れ、飛来中止を申し入れました。綾瀬市長におかれては、15日の飛来の翌日、防衛省及び外務省を訪れ、飛来に抗議すると共に再飛来に反対の意思であることを表明しました。貴職におかれても、住民の不安が払拭されない中での飛来に強い懸念を表明されていました。このように県・周辺自治体及び市民がこぞって反対する中でそれを無視し、しかも通告から日数をおかずに飛来を強行したことに対し、強い怒りを禁じ得ません。

2012年7月、全国知事会は、オスプレイの安全性に不安があるとして、自治体に詳細な説明をすると共に関係自治体の意向を十分尊重するようとの緊急声明を行いました。その後、2012年12月に緊急声明を出し、2013年3月には同じ内容で政府に申し入れをしています。また、2014年5月には、中国知事会も飛行訓練の実態把握、オスプレイの安全性についての説明を求めるなどの声明を発表しました。今回も県下の自治体はすべて、安全性について納得できる説明がされていないと、不安と不満を口にしています。つまり、知事会の要請からすでに2年を経過しているにもかかわらず、国は全くそれに答えようとしていないのです。

今回の飛来にあたって、県には、飛行ルートが示されませんでした。県下には防災ヘリやドクターヘリも飛行しており、その他民間のヘリも飛んでいます。どのような高度でどのルートを飛ぶかということについて一切情報開示がないということで空の安全は保たれるのでしょうか。県として、今後フライトプランの開示を要求していくことが必要ではないでしょうか。

また今回の飛来では、施設区域への進入時にすでに垂直離着陸モードになっていました。基地から離れたところでもすでにナセル角が垂直に近かったという目

撃情報もあります。これは「転換モードは限りなく限定的にし、垂直離着陸モードは施設区域内でのみ行う」とした日米合意に違反した飛行に他なりません。沖縄では2012年10月～11月に、自治体が目視調査を行い、県がそれをとりまとめているようですが、それによると、違反飛行が全体の6割を超えたということです。防衛省は、その指摘に対して「違反は確認できなかった。」と回答しています。確かに、飛行中のナセル角の計測については難しい点もあるかもしれません。しかし、県がリーダーシップを取り、飛行ルート下の自治体に監視体制を取るよう準備すれば、ある程度正確な情報を収集できるのではないのでしょうか。

今後、飛来が繰り返されることも予想されます。琉球大学は、オスプレイの発する低周波音が従来配備機種の8倍もうるさく感じられるとの研究調査結果を発表しました。今後は、この低周波音についても、県内各所で測定するような体制をとる必要があります。

5月21日に出された第四次厚木爆音訴訟の判決では、航空機事故に対する不安などの精神的な苦痛が住民の生活の質を損なわせている要因のひとつだという指摘がありました。このことはここ厚木基地周辺のみではなく、全国民に共通することです。

わたしたちは、オスプレイの二度にわたる厚木基地飛来を許すことはできません。二度と飛来がないように、そして全国で被害をまき散らすことのないよう、次のことを申し入れます。

- 1 オスプレイの機体の安全性、これまでの事故原因、機体をもたらす騒音・風圧・熱排気などについて自治体及び住民に十分な説明を行うよう国に申し入れること。
- 2 一昨年の普天間基地配備以降の事故・不具合などについて詳細な報告・原因説明をするよう国に申し入れること。
- 3 オスプレイ飛行ルート、フライトプランを事前に開示するよう要求すること。
- 4 オスプレイの飛行にあたっては、日米合意の遵守を国・米軍に求めるとともに、県がリーダーシップをとり、飛行モードや騒音についての監視体制をとること。
- 5 2012年7月の全国知事会からの緊急声明に対して、国から誠意ある回答がされていないことを鑑み、再度申し入れをするよう、全国知事会、渉外知事会で提案すること。